

奈良県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	事業所	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	変 更 事 項	変 更 年 月 日	
	業 者		訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者			
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	旧	新	平 成 二 十 八 年 四 月 五 日
合同会社 ところ	橿原市大軽 町三三九一 二一二〇三	ケアセン ターこ ろ	橿原市大軽 町三三九一 二一二〇三	吉野郡下 市町大字 五三一二	橿原市大 軽町三三 九一二一 二〇三	